

## 航空・海上無線通信委員会報告(船舶用固体素子レーダーの技術的条件)(案)に対する意見の募集 に提出された意見及びそれに対する委員会の考え方

※ 意見募集期間:平成 28 年6月 30 日～平成 28 年7月 14 日

整理番号	意見提出者	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページのローマ数字2の4行目「有識者」: 構成は別紙3のとおりであることを記載したほうが良いと思います。</li> <li>・1ページのローマ数字3の1(6)「取りまとめ」: 16ページのローマ数字5の3行目「とりまとめ」と文言を統一したほうが良いと思います。</li> <li>・11ページの(2)の4行目「10,678MHz」は他の記載箇所(たとえば表 2-3-3(2))での例にならって「10678MHz」としたほうが適当だと思います。</li> <li>・11ページの表 2-3-3(2)のイメージ周波数の式「<math>a-(c-a)</math>」は誤記だと思います。この式で計算すると、たとえば BS12 では、<math>12111.08-(10678-12111.08)=13544.16</math> となり、表の 9244.92 とは一致しません。</li> </ul>	<p>的確なご意見ありがとうございます。ご意見に沿いまして報告書を修正いたします。</p>
2	個人	<p>この様なものについて、技術的には良いのであるが、しかし半導体レーザーは省電力で小さく製品を作れるがゆえに、これを人に対して照射する者が出る恐れがある。故に、人体に対しての影響の調査と、市街で使った場合の罰則規定が必要であると当方は考える。ある団体では、電磁波攻撃を行う車を開発していたのであるが、殺人までいかなくてもその様な事が非常にやりやすくなってしまいう事には注意を行うべきである。隣室から嫌がらせのために半導体レーザーを照射する事など、非常に考えられる事である。(波長は異なるかもしれないが、上階の者がうるさいので、マイクロ波 LED で嫌がらせを行う、などありえよう。又、「立ち退かせ屋」の様な者が行う事も考えられるものである。)現状、電磁波に関する規制はあまりに緩いものとなっているので、現代社会に対応すべく、この規制をより強く行うべきであると考え。現代は半導体レーザーにより安価にそれなりの出力の小型電磁波発生装置が作れる時代である</p>	<p>当該設備は、船舶に設置するためのものであります。いただいたご意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>

		<p>ので。(この様な意見を学者からもあまり聞かない事は、少々お寒い現実を感じる。規制は夜警国家においても必要なものであるのに、何を考えているのであろうか。)意見は以上である。</p>	
3	法人 (株)放送衛星システム	<p>株式会社放送衛星システム(B-SAT)は、BS放送の基幹放送局提供事業者の基本使命として、放送衛星の安定運用により、BS放送を継続してお届けするとともに、BS放送のさらなる発展、進化のために4K・8K放送の実現と普及に貢献してまいりたい、と考えています。</p> <p>このたびの船舶用固体素子レーダーの技術的条件報告(案)は、長寿命、周波数の安定などメリットが多い固体素子(半導体増幅器)を、船舶用レーダーの発振増幅素子として導入が期待されているものと認識しています。</p> <p>今回の報告(案)において、現行のマグネトロンレーダーではBS受信に障害がなく、固体素子レーダーでもこれまでと同様に影響はないものと考えられるとしています。一方で、現行と同様、受信障害が発生した場合は、被干渉側及び与干渉側で干渉回避のための所要の対策を講じるとしています。</p> <p>「基幹放送」として平時および大災害時に重要な社会的役割を果たしているBS放送の安定的かつ円滑な継続は、B-SATの基本使命であると同時に国家的な課題です。そのために、固体素子レーダーの運用にあたっては、国の責任において、BS受信への障害の有無の検証、および、実際に障害が発生した時は、妨害を取り除くための迅速な施策を要望いたします。</p>	<p>賛同意見として承ります。</p> <p>衛星放送事業者からの意見を踏まえてまとめた報告書案のとおり受信障害が発生する事例があった場合はしっかり対応してまいります。</p>